# 全国大会出場補助金交付細則

(目的)

第1条 この細則は、全国大会に出場する県選抜チームに、予算の範囲内において補助金を交付する ことにより、大会での活躍を支援するとともに、サッカー競技の普及、振興及び競技力の向上に寄与する ことを目的とする。

#### (対象等)

- 第2条 交付対象は、本協会の県選抜チームであって、単独チームは該当しない。
  - (1) 東海地域予選大会を勝ち抜き 日本サッカー協会、日本体育協会が主催又は共催する全国大会に出場するチーム
  - (2) 前号に掲げるもののほか、本協会会長が特に必要と認めるもの

### (対象経費)

第3条 補助金は、大会参加に要する参加費、交通費等とし飲食費(交際費)は対象外とする。

#### (補助金額)

第4条 補助金の額は、上限10万円とする。

#### (交付申請)

第5条 第2条に規定する大会に参加しようとするチームの責任者は、大会2週間前までに交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、所属委員会を通して本協会会長に提出しなければならない。ただし、国民体育大会出場者については、本協会事務局が対応する。

- (1) 東海予選大会の開催要項及び選手登録名簿、大会結果
- (2) 全国大会の開催要項及び選手登録名簿
- (3) 大会参加に係る予算書
- 2 会長は、前項に規定する書類のほか、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

### (交付)

第6条 補助金の交付については、前条の交付申請を受けて本協会会長が決定し、該当委員会口座 へ交付する。

## (実績報告)

第7条 申請者は、大会が終了したときは大会終了後 30 日以内に補助金交付事業報告書(第2号様式)に次の書類を添付して、所属委員会を通して本協会会長に提出しなければならない。

- (1) 大会結果
- (2) 大会参加に係る決算報告
- (3) 選手登録の変更があった場合は、変更登録後の選手登録名簿

# (補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けたチームが、大会に出場できなかった場合は、原則として補助金を返還するものとする。ただし、本協会会長が特にやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

# 附 則

この細則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

年 月 日

(EI)

一般社団法人三重県サッカー協会 会 長 岩 間 弘 宛て

> 所属委員会名 申請チーム名 代表又は氏名

## 全国大会出場補助金交付申請書

年度において、下記の大会に出場しますので、一般社団法人三重県サッカー協会全国大会出場補助金交付細則第5条により申請します。

記

大会名

大会出場日 年月日~ 年月日

大会開催地

添付書類別紙のとおり

- (1) 東海予選大会の開催要項及び選手登録名簿、大会結果
- (2) 全国大会の開催要項及び選手登録名簿
- (3) 大会参加に係る予算書

年 月 日

一般社団法人三重県サッカー協会 会 長 岩 間 弘 宛て

> 所属委員会名 申請チーム名 代表又は氏名

(EII)

## 全国大会出場補助金交付事業報告書

年度において、下記の大会に出場しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

大会名

大会出場日 年月日~ 年月日

大会開催地

添付書類 別紙のとおり

- (1) 大会結果
- (2) 大会参加に係る決算報告
- (3) 選手登録の変更があった場合は、変更登録後の選手登録名簿